

熊本県告示第645号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2第4項の規定により、熊本県介護支援専門員実務研修受講試験を行う者を次のとおり指定した。
平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称及び所在地	事業の名称	指定年月日
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 熊本市南千反畑町 3-7	熊本県介護支援専門員実務研修受講試験	平成15年6月5日

熊本県告示第646号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第35条の2第6項の規定により、熊本県介護支援専門員実務研修を行う者を次のとおり指定した。
平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称及び所在地	事業の名称	指定年月日
社会福祉法人熊本県社会福祉協議会 熊本市南千反畑町 3-7	熊本県介護支援専門員実務研修	平成15年6月5日

熊本県告示第647号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条第4項及び第6項の規定により、昭和35年11月5日熊本県告示第665号（漁船保険加入区指定）の一部を次のように改正し、平成15年6月13日から施行する。
平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

加入区の名称	加入区の区域
「牟田 姫浦 「姫戸	天草郡姫戸町大字牟田 天草郡姫戸町大字永目、姫浦、二間戸、西川内」を 天草郡姫戸町一円」に

改める。

熊本県告示第648号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。
なお、平成11年6月14日熊本県告示第482号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成15年6月13日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。
平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

松島加入区

公 告

熊本県公告第413号

上益城郡嘉島町嘉島中央土地改良区の役員の住所を次のとおり変更した旨届出があった。
平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏名	新 住 所	旧 住 所
理事	中嶋 又喜	上益城郡嘉島町大字上六嘉 285 番地 1	上益 城郡嘉島町大字上六嘉 285 番地

熊本県公告第414号

上益城郡嘉島町嘉島中央土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨届出があった。
平成15年6月13日

熊本県知事 潮 谷 義 子